

洞爺湖町男女共同参画計画 (素案)

令和3年12月1日 版

目次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第2章 洞爺湖町の現状と課題

- 1 人口と少子高齢化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 出生の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 各分野での女性の参画状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 4 男女共同参画のための課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第3章 計画の内容

- 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

基本目標1 男女共同参画の実現に向けた意識づくり

- ① 男女共同参画の意識づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- ② 男女共同参画に向けた教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

基本目標2 男女共同参画による社会づくり

- ① 仕事と家庭生活の両立支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- ② 政策・方針決定機関への女性参画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- ③ 就労・雇用の場における環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- ④ 男女共同参画に向けた行政の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

基本目標3 地域で支え合い安心して生活できる環境づくり

- ① 相談・支援体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- ② あらゆる暴力の根絶・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- ③ 防災分野における取組の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- ④ 地域における男女共同参画の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

資料編

- 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- 洞爺湖町男女共同参画計画 策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- 洞爺湖町男女共同参画計画策定委員会 設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
- 関係法令・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の必要性

(1) 男女共同参画社会とは

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することが出来る社会のことをいいます。

男女共同参画社会基本法ではこんなふうに定義しています

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

(男女共同参画社会基本法第2条)

(2) 男女共同参画社会基本法

平成11年(1999年)6月に公布・施行された男女共同参画社会基本法は、「男女の人権の尊重」、「社会における制度または慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」及び「国際的協調」を、男女共同参画社会の形成についての基本理念(5つの柱)として定めています。

これらの基本理念にのっとり、国は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有し、また、地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有しています。

さらに、国民は、職場・学校・地域・家庭・その他の社会のあらゆる分野において基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならないこととされています。

なお、男女共同参画社会基本法で定義する「男女共同参画社会」は、「男女平等」を当然の前提とした上で目指すべき社会のことをいいます。

国などがこれまで実施してきた取組は、女性問題の解決や女性の地位向上に資する施策としての側面が強かったと言えますが、男女共同参画社会基本法は、女性問題の解決や女性の地位向上への対応のみならず、男性も含めてすべての人々が社会的・文化的に形成された性別に縛られず、個性に基づいて共同参画する社会の形成を要請しています。

(3) なぜ男女共同参画社会の実現が必要なのか

個人の意識や行動、社会の慣習、慣行の中には、固定的な性別役割分担意識が根強く残されており、就労や政策決定の場、さらに家庭内においても男女平等が完全に実現しているとは言えず、その個性と能力を十分に発揮するには多くの課題が残されているのが現状です。

また、男女共同参画社会基本法では、少子高齢化の進行や社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女共同参画社会の実現は21世紀の我が国社会を決定する最重要課題であり、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進することが重要であるとしています。

男女共同参画社会の実現のためには、性別にかかわらず多種多様な職業が選択でき、育児や介護、社会参加活動などと仕事の両立が可能となる総合的な支援策を推進するとともに、職場、地域社会、家庭内において対等な人間関係の構築が必要です。

洞爺湖町においても、老若男女問わず全ての人が明るく充実した生活が送れるよう、あらゆる分野において、個性が発揮できる環境づくりを進めるため、町民、地域、事業者、関係機関等が一体となって取り組む「洞爺湖町男女共同参画計画」を策定します。

「固定的な性別役割分担意識」の例

- ・男性は仕事、女性は家庭（男性は外で働き、女性は家庭を守るべき）
- ・男性は主要な業務、女性は補助的な業務
- ・女性が家事（掃除・洗濯・炊事・買出）や育児、介護を行うのが当たり前
- ・男性が家事や育児、介護を行うのは気の毒、かっこ悪い
- ・男性が育児休暇や介護休暇をとるのは情けない
- ・自治会やPTAなどの団体の会長は、男性になるべき

“参加”と“参画”の違い

「参加」とは単に仲間に加わることで、すでにあるものに加わることを意味しますが、「参画」は、事業や政策などの企画について計画段階から関わることを意味します。

2 策定の背景

(1) 国の動き

国際連合が「国際婦人年」とした昭和50年（1975年）を節目とし、国において男女平等に関する法律や制度化が進展していきました。

平成11年（1999年）に「男女共同参画社会基本法」が施行され、平成12年（2000年）には「第1次男女共同参画基本計画」が策定されました。その後、社会情勢の現状認識や基本法策定後の評価・総括を踏まえ、平成17年（2005年）に第2次計画、平成22年（2010年）に第3次計画、平成27年（2015年）に第4次計画、令和2年（2020年）に第5次計画が策定されています。

◆国の主な動き

年	内容
昭和50年（1975年） …国際婦人年	婦人問題企画推進本部を設置 婦人問題推進会議を設置
昭和52年（1977年）	国内行動計画策定
昭和60年（1985年）	女子差別撤廃条約批准
昭和61年（1986年）	男女雇用機会均等法施行
平成6年（1994年）	男女共同参画室を設置 男女共同参画審議会を設置 男女共同参画推進本部を設置
平成8年（1996年）	男女共同参画2000年プラン策定
平成9年（1997年）	男女雇用機会均等法改正
平成11年（1999年）	男女共同参画社会基本法施行
平成12年（2000年）	男女共同参画基本計画策定
平成13年（2001年）	内閣府男女共同参画局を設置 男女共同参画会議を設置 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」という。）施行
平成15年（2003年）	次世代育成支援対策推進法成立
平成17年（2005年）	男女共同参画基本計画（第2次）策定
平成19年（2007年）	男女雇用機会均等法改正 「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
平成20年（2008年）	DV防止法改正 男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」
平成21年（2009年）	育児・介護休業法改正
平成22年（2010年）	男女共同参画基本計画（第3次）策定
平成25年（2013年）	DV防止法改正
平成27年（2015年）	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）施行 男女共同参画基本計画（第4次）策定
平成30年（2018年）	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」成立
令和2年（2020年）	男女共同参画基本計画（第5次）策定

(2) 北海道の動き

北海道では、昭和53年（1978年）の「北海道婦人行動計画」をはじめ、平成9年（1997年）3月に、男女が共に参画する社会を実現するための指針となる「北海道男女共同参画プラン」が策定されました。

平成13年（2001年）には「北海道男女平等参画推進条例」を施行し、この条例に基づき、平成14年（2002年）に「北海道男女平等参画基本計画」が策定されました。その後、社会情勢の変化等を踏まえ、平成20年（2008年）に第2次計画、平成30年（2018年）には第3次計画が策定されました。

また、平成28年（2016年）には「北海道女性活躍推進計画」を策定し、各施策に取り組んでいます。

◆北海道の主な動き

年	内容
昭和53年（1978年）	北海道婦人行動計画策定
昭和56年（1981年）	北海道婦人行動計画推進協議会設立
昭和60年（1985年）	北海道婦人問題研究懇話会を「北海道女性会議」に改組
昭和62年（1987年）	北海道婦人行動計画推進協議会を「北海道女性の自立プラン推進協議会」に改称 北海道女性の自立プラン策定
平成7年（1995年）	北海道女性会議を「北海道男女共同参画懇話会」に改組 北海道男女共同参画推進本部の設置
平成9年（1997年）	北海道男女共同参画プラン策定
平成13年（2001年）	北海道男女平等参画推進条例施行 北海道男女平等参画審議会設置
平成14年（2002年）	北海道男女平等参画基本計画策定
平成16年（2004年）	北海道男女平等参画チャレンジ賞創設
平成18年（2006年）	北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画策定
平成20年（2008年）	第2次北海道男女平等参画基本計画策定
平成21年（2009年）	第2次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画策定
平成26年（2014年）	第3次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画策定
平成28年（2016年）	北海道女性活躍推進計画策定
平成30年（2018年）	第3次北海道男女平等参画基本計画策定
平成31年（2019年）	第4次北海道配偶者暴力防止、被害者保護及び支援等に関する基本計画策定

※北海道が制定・策定している「北海道男女平等参画条例」及び「北海道男女平等参画基本計画」は、男女平等でない状態で単に女性が参加するだけであるという誤解を招かないよう、条例及び計画の名称に“平等”を明示しています。

(3) 洞爺湖町の動き

平成28年(2016年)12月に策定された「第2期洞爺湖町まちづくり総合計画」において、男女共同参画の啓発、学習機会や社会参加の場の充実を図ることが位置づけられました。また、総合計画に基づき、平成29年(2017年)2月に策定された「第2次洞爺湖町教育目標と教育ビジョン」、平成30年度(2018年)に策定された「第3次洞爺湖町社会教育中期計画」においても、男女共同参画意識の普及と充実を図るため、啓発の推進を図ることとしていました。

男女共同参画社会基本法第14条第3項では、市町村についても市町村男女共同参画計画を定めるよう努めることが求められていますが、これまで洞爺湖町では、女性団体の活動が行われていることや各種事業で学習機会の場を設けていたことから、男女共同参画計画の策定には至りませんでした。しかし、人口減少社会に突入したなかで、洞爺湖町の人口は減少傾向にあり、加えて、令和3年4月の住民基本台帳では65歳以上が全体の40%を超えている状況です。よりよい地域づくりのために、男女共同参画社会の実現は不可欠と考え、本計画を策定するものであります。

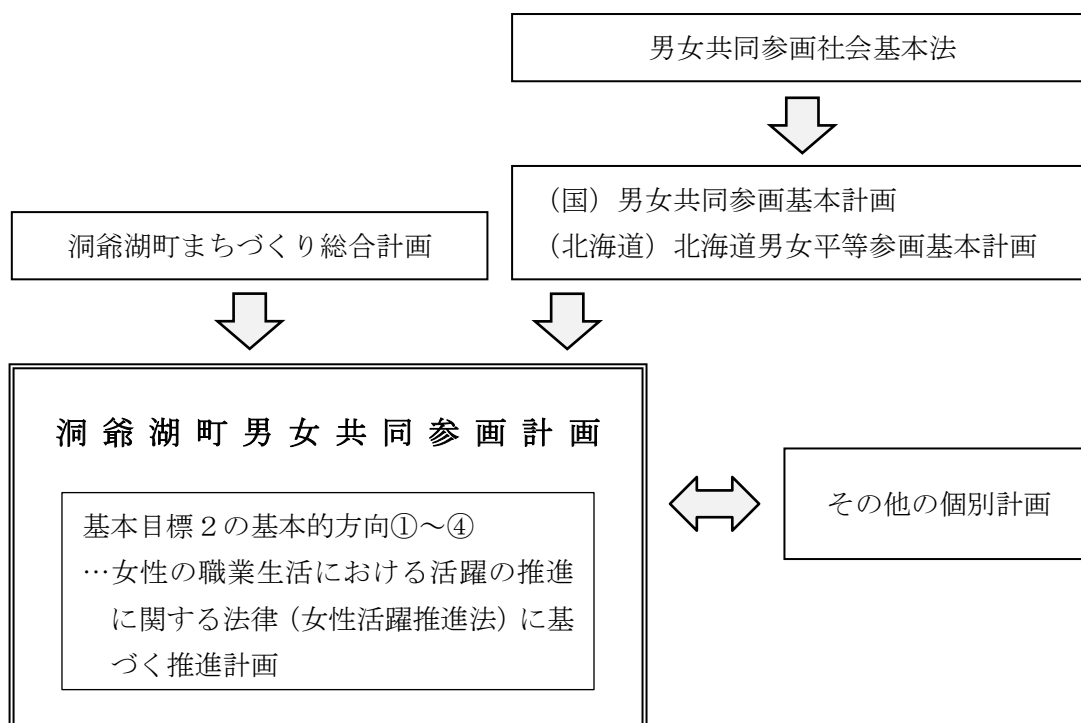
男女共同参画社会基本法第14条第3項

市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

3 計画の位置づけ

「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定められた「市町村男女共同参画計画」として位置づけ、国の「男女共同参画基本計画（第5次）」及び「北海道男女共同平等参画基本計画（第3次）」を踏まえ「洞爺湖町まちづくり総合計画」を上位計画とし、その他の個別計画との整合性や連携を図りながら、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

また、この計画の一部は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項の規定に基づく「市町村推進計画」に位置づけます。（該当部分：基本目標2の基本的方向①～④）



4 計画の期間

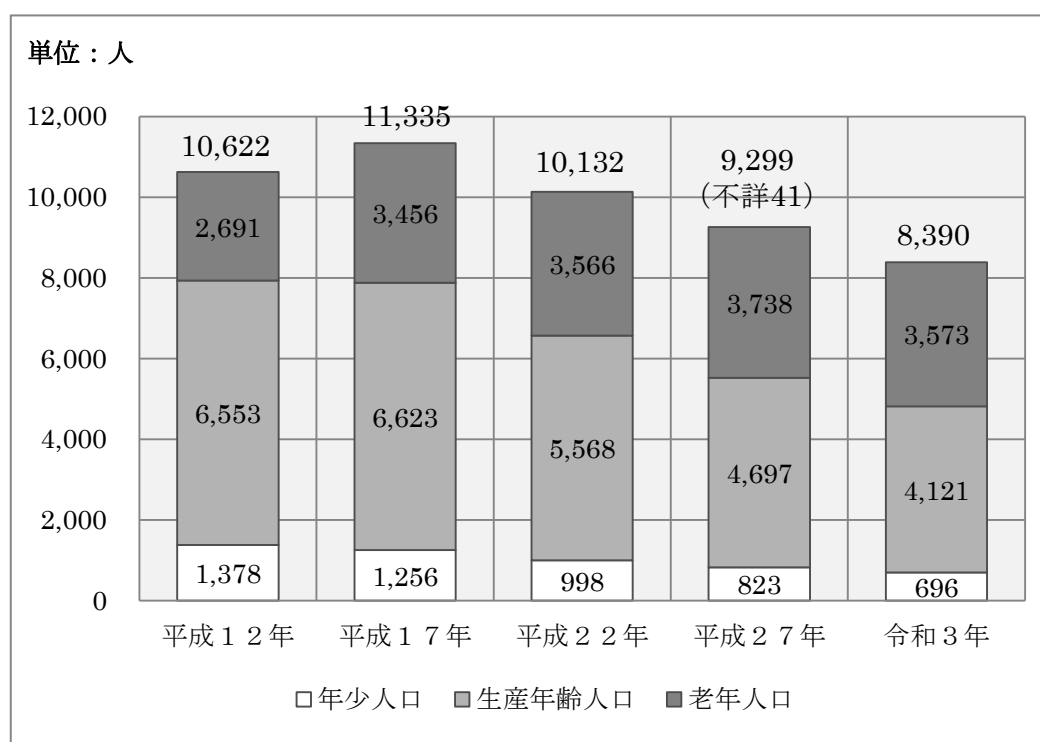
令和4年度から令和13年度までの10年間とし、社会情勢の変化や国及び道などの動向を踏まえ、必要に応じて見直しをはかります。

第2章 洞爺湖町の現状と課題

1 人口と少子高齢化

洞爺湖町の人口は、令和3年3月31日現在8,390人で、年々減少傾向をたどっています。年齢別にみると老年人口（65歳以上）の割合が42.6%、生産年齢人口（15～64歳）の割合は49.1%、年少人口（0～14歳）の割合は8.3%となっており、少子高齢化の進行が顕著となっています。

◆総人口・年齢三階層別人口

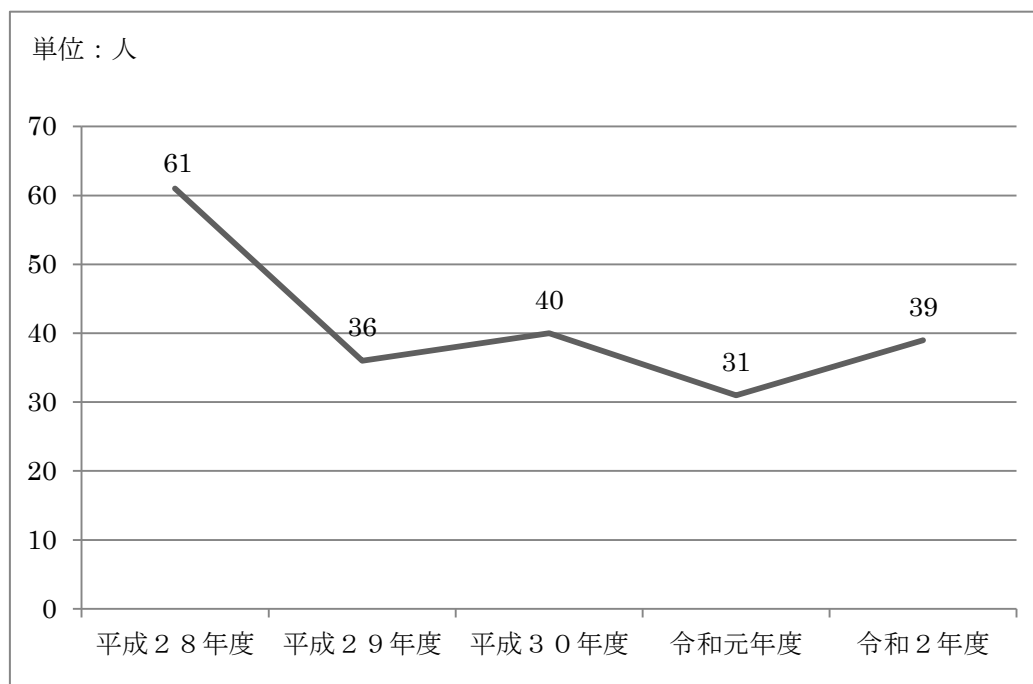


（資料：国勢調査結果、令和3年のみ住民基本台帳）

2 出生の状況

洞爺湖町の出生件数の推移をみると、過去5年間は平均41件で推移しており、近年は減少傾向にあります。

◆出生件数



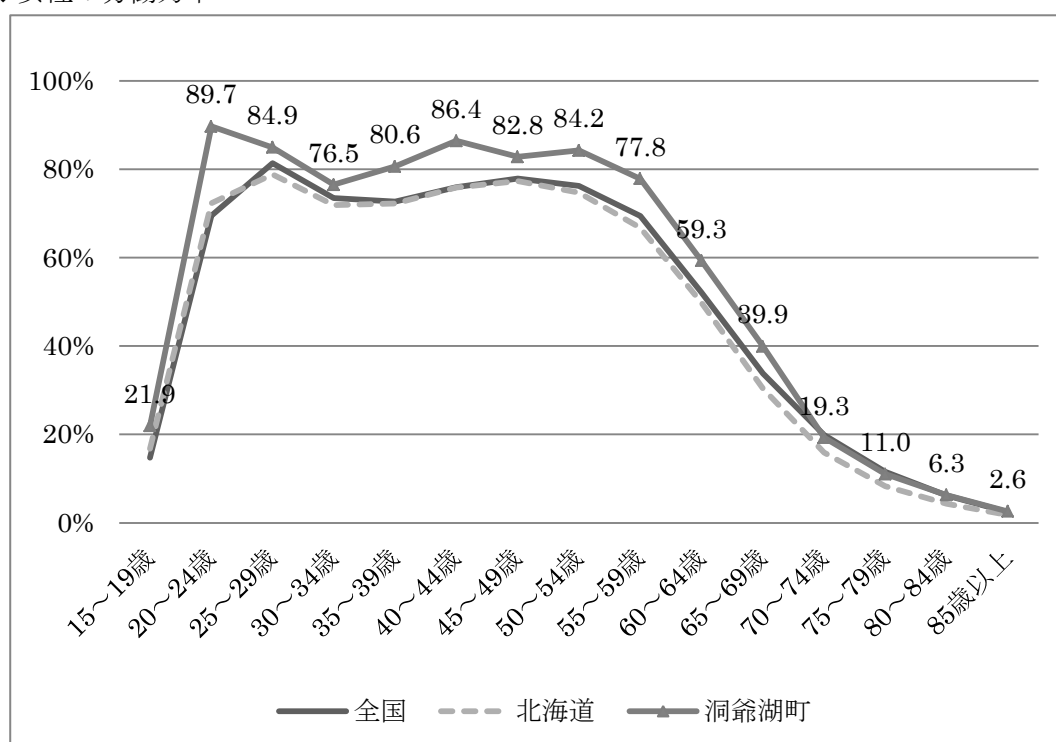
(資料：住民基本台帳)

3 各分野での女性の参画状況

働いている女性の割合を表す労働力率※をみると、洞爺湖町は47.3%となっており、北海道の47.2%より0.1%高くなっていますが、全国の50.0%と比較すると低くなっています。

また、出産や子育て期に労働力率が低下し、M字カーブを描いているのが特徴ですが、洞爺湖町は全国・北海道と比較すると、M字の谷が深くなる（労働力が低下する）傾向があります。

◆女性の労働力率



(資料：平成27年 国勢調査結果)

洞爺湖町の各団体等における女性の参画状況については、審議会等は16.9%、町議会議員は25.0%、自治会長は4.8%、町職員の管理職は20.9%となっており、いずれも、国において設定した「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位※に女性が占める割合を少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標を下回っています。

※労働力率…15歳以上人口に占める労働力人口（就業人口と完全失業者の合計）の割合のこと。

※指導的地位…「議会議員」「法人・団体等における課長相当職以上の者」「専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者」のことをいいます。

◆洞爺湖町の各団体等における女性の参画状況（令和３年４月１日現在）

団体名	人員総数	うち女性人数	女性の割合
審議会等	２７８名	４７名	１６．９％
議会議員	１２名	３名	２５．０％
自治会長	４２名	２名	４．８％
町職員（管理職） ※部長職、課長職、課長補佐職	４３名	９名	２０．９％
町職員（全体） ※町長、副町長、教育長除く	１４４名	５６名	３８．９％

4 男女共同参画のための課題

国や北海道のアンケート結果推移及び各指標分析等から、当町における男女共同参画に関する課題を次の3つに集約しました。

(1) 男女が互いに認め合い、尊重し合う意識づくりが必要

国や北海道のアンケート結果の推移を見ると、男女共同参画の意識は年々浸透していることが分かります。しかし依然として「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった従来の固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、男女共同参画は女性のための課題と認識されがちな現状があります。

当町でも、各指標から分かるとおり女性のまちづくり等への参画状況は低く、男女共同参画があらゆる年代、立場の方々に必要であるという認識の不十分さや、女性が社会参画に対して消極的であったり、女性の意見が反映されづらい現状から、女性のリーダーが育成されていない状況が考えられます。

少子高齢化が急速に進む中、今後は男女共同参画社会の実現に向けて、年齢や性別に関わりなくすべての住民が男女共同参画の理念や必要性を正しく認識し、積極的に考え、行動するまちづくりが求められています。特に今後のまちづくりを担う子どもや若者への教育により、改めるべき習慣等を変えていく世代を育てていく努力が必要です。高齢者においても、男女共同参画について正しく認識してもらうための学習機会が必要と考えられます。

(2) 性別に関係なく社会参画できる環境づくりが必要

全国的な経済の低迷、家族形態や生活様式の多様化の中で男女共同参画社会を実現するためには、性別に関係なく、誰もが役割と居場所のある地域社会の形成が重要です。そのためには職場や地域における意思決定機関への女性の参画や、特定の性別に偏って担われている活動に対して、多様な方々の参画が必要です。

洞爺湖町において、女性の労働力率が結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブ問題※が見られており、全国的にはM字の谷が浅くなっていると言われていますがいまだ解消されておらず、仕事と育児・介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮できるよう、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）※やパ

※M字カーブ問題…女性の労働力を年齢階級別にグラフ化した時、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットの「M」のような形になることをいいます。これは結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に導入するという特徴があるため起こるとされています。

※ワークライフバランス（仕事と生活の調和）…老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

ートナーである男性の子育て・介護等への参画等の拡大が課題となっています。

全ての人が多様な生き方を尊重し、職場、地域、家庭などあらゆる場面で活躍できる社会を形成するため、行政、地域の各種企業、団体が男女共同参画に対する意識の向上や働き続けられる環境の整備、家庭内において男性が積極的に育児や介護等に参加できる体制づくりが必要です。

(3) 地域で支え合い安心して生活できるまちづくりが必要

男女共同参画社会の実現には、男女が共に各人の生き方、能力、適正を考え、固定的な性別的役割分担意識にとらわれずに、主体的に進路を選択する能力・態度を身につけることが必要であり、そのためには生涯にわたる学習機会及び能力開発の機会が求められます。

男女が身体的な性による違いを十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の実現に当たっての前提と言えます。心身及びその健康について正確な知識、情報を入手することは、主体的な行動や健康を享受できるようにしていく上でも必要です。特に女性は妊娠・出産を経験する場合もあり、生涯を通じて男性と異なる健康上の問題に直面することに、お互いに留意する必要があるといえます。さらに、妊娠期、出産期だけでなく、乳・幼児期から高齢期等の人生の各段階に応じた健康上の課題についても留意し、一層の健康の保持増進が求められることから、相談体制の充実や、総合的支援の充実など、様々なサービス提供等が求められています。

また、当町は地震、津波、豪雨、土砂災害、豪雪などの自然災害に加え、有珠山の噴火災害が想定されており、男女共同参画の視点をもって、計画的な防災・災害時対策を講じていくことが必要となっています。

DV（ドメスティックバイオレンス）※などの暴力についても、相談、支援の徹底、再発防止対策を関係機関と連携し根絶する取組をするとともに、人権侵害についても決して許さない地域社会や職場を目指し、相談、解決のための体制づくりや啓発活動が必要と考えられます。

※DV（ドメスティックバイオレンス）…配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。殴る・蹴るなどの身体的暴力だけでなく、精神的暴力や性的暴力などもDVに含まれます。

第3章 計画の内容

計画の体系

基本理念 人が輝きと賑わいを生み出すまちづくり	基本目標	施策の基本的方向
	基本目標 1 男女共同参画の実現に向けた意識づくり	① 男女共同参画の意識づくり ② 男女共同参画に向けた教育の推進
	基本目標 2 男女共同参画による社会づくり	① 仕事と家庭生活の両立支援 ② 政策・方針決定機関への女性参画の推進 ③ 就労・雇用の場における環境の整備 ④ 男女共同参画に向けた行政の推進
	基本目標 3 地域で支え合い安心して生活できる環境づくり	① 相談・支援体制の充実 ② あらゆる暴力の根絶 ③ 防災分野における取組の推進 ④ 地域における男女共同参画の促進

基本目標 1 男女共同参画の実現に向けた意識づくり

基本的方向① 男女共同参画の意識づくり

現状と課題

- ・ 固定的な性別役割分担意識や性差に対する偏見の解消、人権尊重を基盤とした男女共同参画観の形成などについて、理解の促進を図る啓発活動は、男女共同参画社会づくりに向けたすべての取組の根幹をなすものです。
- ・ 洞爺湖町の労働力率の指標や各団体における女性の参画状況を見ると、従来の固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることが想定され、男女共同参画が進んでいない現状が考えられます。
- ・ 青少年の段階から男女共同参画の理解を深めていくことが重要ですが、情報通信の高度化が進む現代において、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）※などの新たなメディアが青少年に与える影響は大きいことから、青少年の健全育成の観点をより重視した表現への配慮等を行う事が求められています。
- ・ このような現状を踏まえ、様々な機会や媒体を通じて啓発活動や情報提供を行い、地域社会、職場、家庭内での意識改革を進めていく必要があります。

施策項目

（１）広報・啓発活動の充実

施策	実施（予定）内容	担当課
情報提供の充実	男女共同参画に関係する情報について、国や北海道の最新情報や制度等の情報収集・提供を行う。	各担当課
様々な媒体や機会を活用しての啓発	回覧「こんにちは社会教育です」や広報、町ホームページ等に男女共同参画に関する情報を継続的に掲載する。	教育委員会 社会教育課

※SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）…インターネット上で社会的ネットワーク（ソーシャルネットワーク）を構築可能にするサービスのこと。

(2) メディア等における、男女共同参画の理念への配慮

施策	実施（予定）内容	担当課
メディア・リテラシーの向上	コミュニティサイトやSNS等を通じた性犯罪・性暴力の当事者にならないように、インターネットを始め様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し、情報を主体的に収集・判断等ができる能力の育成に努める。	教育委員会 管理課、 教育委員会 社会教育課
「男女平等参画の視点からの公的広報の手引き」（北海道発行）の周知	町が作成する広報誌や公的出版物等の表現が、性別に基づく固定観念にとらわれない、男女共同参画の視点に立ったものとなるよう、北海道が発行している手引きの周知を行う。	教育委員会 社会教育課

基本的方向② 男女共同参画に向けた教育の推進

現状と課題

- ・家庭、学校、社会などで行われる教育や学習は、人間形成において、一人ひとりの自立とともに、個人の生き方を尊重し、相互に協力して社会や生活を支えていく心を育む上で、重要な役割を果たしています。
- ・家庭において、保護者の意識や生活態度が子どもに大きな影響を与えます。特に「男の子だから、女の子だから」といった、性によって区別したしつけ等は、個性を育てる上で大きく影響するとともに、子どもの可能性を狭めることにもつながりかねません。家庭内における固定的な性別役割分担意識にとらわれない個の尊重と、家事、育児、介護などについて、男女が平等に共同して担う意識の醸成を図る必要があり、各家庭の構成員が男女共同参画に関する教育を受けやすい環境づくりが求められます。
- ・学校教育は、青少年の成長や自立した社会人になるために大きな影響を与えます。次代を担う児童生徒に対し、発達段階に応じて、人権の尊重、男女の相互理解と協力の重要性など、教育活動全体を通じて個人の尊厳と男女共同参画に関する教育を進める必要があります。
また、教育に携わる教職員等に対しては、研修等により人権の尊重や男女共同参画に関する正確な理解の促進に取り組むとともに、生徒学生等に対し、性別にとらわれない教育観に立った進路指導、就職指導の充実を図る必要があります。
- ・社会においても、男女共同参画社会の意義について理解を促進する上で、生涯学習の振興は重要な意義を持ちます。さまざまな事業において、男女共同参画社会に関する基本的な認識の理解を深めることができるような学習機会を設けていく必要があります。
- ・男女共同参画の促進は、国際社会における理念や先進的な取組を参考とするなど、国際的な視野に立って活動していくことが大切です。平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」において、国連に加盟するすべての国は地球上の“誰一人取り残さない”ことを誓っており、2030年までの17の目標のひとつに「ジェンダー※平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント※を行う」が記載されています。
今後は学校教育や社会教育の場における国際理解教育の充実や、在住外国人等との交流を通じた地域住民の国際性の涵養など、国際交流、国際理解を促進していき、一人ひとりが国際的な視野を持って、男女共同参画を推進していくことが重要です。

【参考】 持続可能な開発目標「SDGs」（エス・ディ・ジーズ）



『目標5 ジェンダー平等を実現しよう』について、SDGsの本文中に「ジェンダー平等の実現と女性・女兒の能力強化は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである。人類の潜在力の開花と持続可能な開発の達成は、人類の半数に上る（女性）の権利と機会が否定されている間は達成することができない。女性と女兒は、質の高い教育、経済的資源への公平なアクセス、また、あらゆるレベルでの政治参加、雇用、リーダーシップ、意思決定において男性と同等の機会を享受すべきである。我々は、ジェンダー・ギャップを縮めるための投資を顕著に増加するために努力するとともに国、地域及びグローバルの各レベルにおいてジェンダー平等と女性の能力強化を推進する組織への支援を強化する。女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力は男性及び男子の参加も得てこれを廃絶していく。新たなアジェンダの実施において、ジェンダーの視点をシステムティックに主流化していくことは不可欠である。」との記載があり、これからの世界にとって、男女共同参画は非常に重要なことであるというのがわかります。

※ジェンダー…人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

※エンパワーメント…「力をつけること」、「能力開化」などの意味があり、「女性が自己決定力を身につけて、政治的、経済的、社会的に力をもった存在になること」を言います。

施策項目

(1) 家庭における男女共同参画教育の推進

施策	実施（予定）内容	担当課
生涯学習事業における男女共同参画に関する啓発	生涯学習事業等において男女共同参画をテーマにした学習機会を提供し、啓発・教育活動を行う。	教育委員会 社会教育課
男性（父親）が学習できる機会及び親子が共に学習できる機会の確保	他課と共同しながら、男性（父親）や親子が共に学習できる機会を確保する。 （子育て教室、子育てセミナーなど）	健康福祉センター、 教育委員会 管理課、 教育委員会 社会教育課

(2) 学校における男女共同参画教育の推進

施策	実施（予定）内容	担当課
人権の尊重・男女協同参画に関する教育の推進	各種人権教育の実施。ジェンダーフリーに関する学習。道徳において、集団や社会との関わりに関する学習。	教育委員会 管理課
教職員への男女協同参画の意識啓発	教職員に対する情報提供等啓発活動	教育委員会 管理課
男女共同参画に関する広報・啓発資料の作成	児童生徒向けの広報・啓発資料を作成し、男女共同参画に関する教育活動を行う。	教育委員会 社会教育課

(3) 社会における男女共同参画教育の推進

施策	実施（予定）内容	担当課
女性団体への活動支援	女性団体・グループ等の学習活動の支援 やリーダー養成研修への参加を推進し、 女性の社会参画の促進を図ります。	教育委員会 社会教育課
※再掲 生涯学習事業における男 女共同参画に関する啓発	さまざまな事業において男女共同参画 をテーマにした学習機会を提供し、啓 発・教育活動を行う。	教育委員会 社会教育課

(4) 国際交流・国際理解・国際協力の促進

施策	実施（予定）内容	担当課
ユネスコ認定基準に基づ くジオパーク活動の推進	4市町で構成する洞爺湖有珠山ジオパ ーク推進協議会の活動として、科学的根 拠に基づいた地域独自の教育普及活動 を行っている。 また、世界各地域のジオパーク地域の紹 介、他国ジオパークとの連携協定（予定） を通じ、住民が世界の状況を知る機会と なっている。	ジオパーク推進 課
英国青年ボランティアの 活動支援	洞爺国際交流協会と連携し、保育所及び 学童保育等への参加を通じて異文化理 解及び国際交流の推進を図りボランテ ィア青年の活動を支援します。	庶務課
国際理解の促進	A L T（外国語指導助手）の活用	教育委員会 管理課

基本目標 2 男女共同参画による社会づくり

基本的方向① 仕事と家庭生活の両立支援（推進計画関係）

現状と課題

- ・育児や介護については、少子高齢化や核家族化など家族形態の多様化が進む中、地域や社会全体で支援するということが重要となります。しかしながら、現状としては女性に負担が偏る場合が多く、より一層の男性の家庭生活への参加が必要です。
- ・ワークライフバランス（仕事と生活の調和）が、企業の生産性の向上や、社会、経済の活性化に役立つものであるという理解が不十分であり、今後は必要性に関する啓発活動など効果的な取り組みが必要です。
- ・固定的な性別役割分担意識が存在する中、男性の職場中心のライフスタイルからの転換が進んでおらず、今後は長時間労働の抑制や、年次有給休暇や育児休暇、介護休暇の取得促進など、男性の家庭への参画を進めなければなりません。
- ・仕事と家庭の両立のための制度として、保育サービスや子育て支援、介護保険サービスの拡充など、今後一層のサービスの充実が求められています。また、昨今の不況により家庭の経済事情も厳しく、育児や介護に係る経済的負担も大きくなる中、負担軽減に向けた経済的支援の充実も必要です。

施策項目

（１）ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の啓発・推進

施策項目	実施（予定）内容	担当課
町職員の男性の育児休業等の休暇取得率の向上の推進	現在、新たな女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を策定中である。計画策定にあたり、働きやすい職場環境の実現に向けて職員アンケートを実施し、男性職員の育児休業等の取得促進に向けた取り組みを検討していく。	総務課
ワークライフバランスに関する意識啓発の推進	企業や個人の意識醸成を図るために、ワークライフバランスに関する情報提供を推進する。	産業振興課、 教育委員会 社会教育課

(2) 育児・介護の支援体制の充実

施策項目	実施（予定）内容	担当課
ひとり親家庭に対する相談、情報提供の充実	子育てと生計の維持という困難を抱えがちなひとり親家庭に対し、健康管理や養育など、精神的安定と経済的な自立を支援する生活全般にわたる情報の提供、相談体制の充実に努める。	健康福祉課
介護サービスの適切な普及と質の向上	高齢者の介護サービスのニーズの把握に努め、安心して必要なサービスを利用できるよう、介護サービスの適切な普及と質の向上に努める。	健康福祉課 健康福祉センター
地域包括支援センターとの連携	地域包括支援センターと連携のもと、高齢者の療養や介護、各種サービスなどに関する相談に応じ、情報提供の充実に努めるとともに、地域や関係機関との連絡調整に努める。	健康福祉課 健康福祉センター
子育て支援体制の充実	子育て世代包括支援センターを中心に子育て支援機能や子どもの発達や育児に関する相談体制の充実に努めます。	健康福祉センター
介護に対する相談支援体制の充実	介護サービスに関する情報提供を行うとともに、介護に対する不安や悩みの相談支援体制の充実に努めます。	健康福祉センター
子育て支援の充実	一時預かり事業 ・保護者の方の突然の病気や育児のリフレッシュ等の理由で利用することができる制度（対象：保育所へ入所していない洞爺湖町に住民登録があり離乳食を完了している満1歳以上の子ども） 子育て支援センター事業 ・子育てセミナーの実施。栄養士、保健師などとの連携のもと、事業を実施。 ・本町保育所での開設、各保育所で月1回の保育所開放を実施。	教育委員会 管理課 健康福祉センター

施策項目	実施（予定）内容	担当課
保育環境の充実 …放課後児童クラブ（学 童保育）	日中、保護者が就労等によって家を留守にし、児童だけになる家庭（ひとり親世帯、共働きの家庭など）に対し、児童の放課後の居場所を提供する。	教育委員会 社会教育課

（３）経済的支援の充実

施策項目	実施（予定）内容	担当課
子育て家庭を支える福祉サービスの充実	ひとり親家庭等が増加しつつある中で、子どもの最善の利益を考え、きめ細かなサービスの展開や子育て、生活、就業への支援等総合的な対策を推進する。	健康福祉課
放課後児童クラブ（学童保育）利用料金の減免	非課税世帯等に対し、利用料金の減免を行っています。	教育委員会 社会教育課

基本的方向② 政策・方針決定機関への女性参画の推進（推進計画関係）

現状と課題

- ・国や北海道が策定した男女共同参画基本計画においても「政策・方針決定機関への女性の参画推進」が掲げられており、女性も男性も共に意思決定過程に参画していくことが大きな課題となっています。
- ・様々な分野で女性参画が進んできているものの、政策・方針決定機関への参画については少ない状況にあり、男性中心の体系となっていることや、女性に対する男性の意識が問題となっていることが考えられます。一方、女性においては、意思決定機関への参画に対して消極的な傾向も見受けられ、女性参画が進まない原因の一つであると思われます。
- ・洞爺湖町においても、職員の男女共同参画に対する意識向上を図り、また、各委員会、審議会などの委員についても女性の参加が少ない現状にあるため、今後、女性参画を促進する必要があります。
- ・町内の各団体、自治会等の活動においては、実際には女性が多く活動を担いながらも役員等への参画状況は少なく、女性の意見が反映されづらい状況にあることや、固定的な性別役割分担意識についても未だに残っていることが予想されます。

施策項目

（１）行政における各委員会への女性参画の促進

施策項目	実施（予定）内容	担当課
各委員会等における女性の積極的な登用	各委員会等において女性の積極的な登用を推進する。女性が参加しやすい環境（場所）、時間、実施方法等を検討する。	各担当課

（２）企業や団体における女性参画・採用の促進

施策項目	実施（予定）内容	担当課
各企業、団体への女性参画・登用の啓発	企業や団体において女性の参画・登用が推進され、また、女性が参加意欲を高められるよう啓発していく。	産業振興課、 教育委員会 社会教育課

基本的方向③ 就労・雇用における環境の整備（推進計画関係）

現状と課題

- ・「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識が根強く残っている状況で、性別に関わりなく就労の場に進出し活躍できる機会をつくるためには、企業等に対し、男女が共に均等な機会と待遇の確保が図られるよう、制度の周知及び啓発活動が必要です。
- ・企業等は、労働者が心身の健康を確保しつつ、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）が図られるよう、長時間労働の抑制や休暇制度の整備などの取組が必要となります。また、将来指導的地位に成長していく女性人材を育成するために研修や育成を含めた幅広い支援等の取組を進める必要があります。
- ・農林水産業や自営業において、女性の経営参画の取組も徐々に進んでいますが、総じて固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることなどから、事業者等に対して男女共同参画に関する情報や研修会等を提供するとともに、男女ともに活躍しやすい環境づくりを進めていくことが大切です。
- ・結婚や出産、育児、介護などのために離職する女性を減らすため、働く女性が安心して出産や子育てができる職場の環境づくりが必要となります。また、離職した女性の再就職や、正規雇用を希望する方への相談支援体制の整備も推進していく必要があります。

施策項目

（１）男女の均等な待遇、雇用環境の確保

施策項目	実施（予定）内容	担当課
男女の均等な待遇、雇用環境の確保	町内における商工業の振興と活性化を目的に、空き家・空き店舗を活用し、地域に根ざした特色あるショップ開業者、起業者等（男女問わず）を支援する。 商工会などを通じて男女共同参画の普及・啓発に努める。	産業振興課
町内企業求人情報の提供	ハローワーク求人情報の外、町内企業の求人情報を庁舎内に掲示し、雇用促進を図ります。	産業振興課

施策項目	実施（予定）内容	担当課
農業経営における家族経営協定の普及啓発	関係機関と連携を図りながら、家族経営に携わる女性の農業経営への参画を図り、農業経営に有効な家族経営協定の趣旨の浸透に努め、農業者への普及啓発を行います。	農業振興課 農業委員会事務局

（２）女性の多様な働き方への支援

施策項目	実施（予定）内容	担当課
女性の就労・再就職に向けた支援	様々な理由により仕事を離れていた女性の再就職を支援するため、関係機関と連携を図りながら適切な情報提供に努めます。	産業振興課

基本的方向④ 男女共同参画に向けた行政の推進（推進計画関係）

現状と課題

- ・ 庁内の執行体制について、平成28年（2016年）に洞爺湖町における女性職員の活躍の推進に関する「洞爺湖町特定事業主行動計画」が策定されました。この計画では組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、様々な取り組みを進めることとし、また、子育てと仕事の両立支援に関する雇用・職場環境の整備や働き方の見直しなどを行っていくよう目標等が掲げられています。
- ・ 町職員の男女共同参画に対する意識向上のためには、研修機会の充実や様々な制度等の充実と周知、また、その制度の活用促進に努めなければなりません。女性が活躍できる土台を作り、職員全員が働きやすい職場づくりを推進していく必要があります。
- ・ 町内企業や地域団体などの男女共同参画推進のためのモデル事業所となるよう、女性職員の管理職登用や女性の積極的な採用など、行政の率先した取組を進めていく必要があります。

施策項目

（1）女性の役職への登用推進

施策項目	実施（予定）内容	担当課
町職員の女性の積極的な登用	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画において、これまであまり女性職員が配属されなかった部署や業務について、男性・女性の隔たり無く配置し、在課年数についても多様な部署を経験させるため長期化しない取り組みを実施。現在、新たな計画策定のため職員アンケートを実施しており、取り組み内容については検討中である。	総務課

（2）町職員の男女共同参画に対する意識の向上

施策項目	実施（予定）内容	担当課
町職員の女性の積極的な登用	各課より推薦される町内会議の委員に女性を推薦するなど、日頃から女性職員の育成に努める。	総務課

基本目標 3 地域で支え合い安心して生活できる環境づくり

基本的方向① 相談・支援体制の充実

現状と課題

- ・ 様々な相談事例に応じて、各担当課において個別に相談に応じていますが、相談者の課題によっては様々な分野にまたがっている場合があります。男女共同参画の視点から包括的に対応できる窓口及び体制の整備が必要となります。相談や課題の内容によっては専門的知識が必要であり、町において対応が困難な事案については、適切かつ迅速な対応が出来るよう、専門機関等と連携を強化する必要があります。
- ・ 昨今の経済情勢の変化に伴い、年間総労働時間が長く、有給休暇取得率が低いなど労働環境が厳しい状況の中で、貧困や地域での孤立など、さまざまな生活上の困難に直面する人が増加しています。経済的に不安定な状況に陥りやすい母子家庭などのひとり親家庭や非正規雇用労働者などについて、貧困からくる子どもの養育や健康面への悪影響の連鎖を断ち切るためにも、相談体制の強化、自立支援などの対策を実施していく必要があります。
- ・ 高齢者が家庭や地域で安心して暮らせるよう、地域で高齢者の生活を支えていくための地域包括ケアシステムの構築や、介護保険制度による適切なサービスの実施など、高齢者や介護する家族を支援する必要があります。また、ユニバーサルデザインの視点に立った公営住宅や公共施設などの整備を促進し、安心安全に居住できる施設の供給を促進する必要があります。
- ・ L G B T Q等性的マイノリティ（以下、「L G B T Q等」という）※であることや、障

※L G B T Q等性的マイノリティ…L G B T Q（エルジービーティーキュー）とは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クエスチョニングの頭文字をとって組み合わせたものです。L G B T Qは、人口に占める割合が少ないことから性的マイノリティ（性的少数者）と言われることもあります。

性的指向 (どのような性別の人を好きになるか)	L e s b i a n	レズビアン	女性の同性愛者
	G a y	ゲイ	男性の同性愛者
	B i s e x u a l	バイセクシュアル	両性愛者
性自認 (自分の性をどのように認識しているのか)	T r a n s g e n d e r	トランスジェンダー	身体と心の性別に違和感があったり、生まれた時の性別とは違う性別で生きたいと望む人
	Q u e s t i o n i n g	クエスチョニング	自らの性のあり方について特定の枠に属さない人、わからない人

なお、L G B T Q以外にも、自分自身の性を男女いずれかに決めない人や、他者に恋愛・性的に興味関心を抱かない人、性的指向が性別にとらわれない人など、様々な性（セクシュアリティ）の人々がいます。

がいがあること、日本で生活する外国人であること、アイヌの人々であること等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合については、人権尊重の観点から配慮が必要です。また、人権教育や啓発活動の促進に努める必要があるとともに、LGBTQ等の児童生徒に関する学校における相談体制の充実が必要です。

- ・男女が共に人生を生き生きと過ごすため、生涯にわたり男女が自立し、安心して生活を送るための基礎となる「健康づくり」が必要となります。特に女性は妊娠、出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。
- ・妊娠から出産まで一貫して医療サービス等が受けられるよう、施策の一層の推進を図るとともに、母子保健相談や指導等の体制の整備が必要です。また、不妊治療に関する正しく適切な情報をもとに、男女がその対応について自己決定できるよう、相談・情報提供の体制を整備する必要があります。

施策項目

(1) 相談業務の充実

施策項目	実施（予定）内容	担当課
相談業務の充実	男女共同参画に関することや様々な相談に対し、各課や関係機関・専門機関等と連携しながら対応できるよう、体制を整備していく。	各担当課

(2) 生活上の困難に直面している人々への支援

施策項目	実施（予定）内容	担当課
生活困窮者に対する相談体制の強化	北海道や北海道から委託を受けて実施している生活困窮者自立支援事業者（生活就労サポートセンターいぶり）やフードバンクいぶり、更には社会福祉協議会と連携のうえ、生活保護に至らない困窮者に対する必要な支援を行う。	健康福祉課

施策項目	実施（予定）内容	担当課
子育て応援ガイドブックによる情報発信	子育てに関する様々な最新情報を町ホームページや冊子により情報発信する。	健康福祉課
障がい者に対する支援体制の強化	障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、障がい福祉サービスや相談支援等のニーズ、既存の障がい福祉サービスや相談支援等の整備状況等、地域の実情に応じた体制として、地域生活支援拠点を整備する。	健康福祉課
人権についての学習、啓発 ・人権に関する町民意識の醸成 ・各世代における人権教育の充実 ・人権擁護委員制度の周知及び相談機会の充実	・人権強化週間における住民周知 ・人権に関する情報提供 ・人権の花運動・人権教室	住民課
ひとり親世帯における支援 ・ひとり親家庭への総合的支援（医療）	・支援制度内容の周知 ・ひとり親家庭支援（医療）	住民課
経済的に困窮している世帯への支援	就学援助事業の実施	教育委員会 管理課

（３）高齢者、障がい者等が安心して暮らせる環境の整備

施策項目	実施（予定）内容	担当課
高齢者の孤立化防止と地域共生社会の実現	相談や見守り体制、地域での支え合いを推進していくとともに、地域住民が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生型社会の実現に向け、包括的な支援体制の整備に努める。	健康福祉課 健康福祉センター

施策項目	実施（予定）内容	担当課
地域包括ケアシステムの推進	「病気や障がいの有無に関係なく自らと家族が望む場所で安心して暮らせる町」を目指し、住民・医療・介護・福祉・保健が連携しながら支援体制の構築や人材の確保、スキルアップに努める。	健康福祉課、健康福祉センター
高齢者及び障がい者福祉体制の充実	高齢者に対する各種事業の推進及び障がい者福祉サービスの充実を図る。	健康福祉課
認知症施策の推進	認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らせるよう、認知症地域支援推進員の配置や認知症初期集中支援チームの設置により、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の充実を図るとともに、認知症サポーター養成講座の実施や、認知症ケアパスを用いて地域住民への普及啓発を行います。	健康福祉センター
地域支援事業（介護予防）の推進	各関係機関に委託し、介護予防教室、脳の健康教室を実施しています。また、地域リハビリテーション活動支援事業として、自治会等の集まりの場に専門職を派遣し、介護予防に関する講話等も行っています。	健康福祉センター
ユニバーサルデザインの視点に立った公営住宅、施設等の整備	障がいの有無、年齢、性別等に関わらず、多様な人々が快適に生活できるような住まい、施設等の供給を促進していく。	各担当課

施策項目	実施（予定）内容	担当課
L G B T Q等性的マイノリティに対する配慮	性的マイノリティ（性的少数者）であることを理由とする偏見や差別を無くし、性の多様性に配慮し適切な対応を行うことが出来るよう、町民の理解を深める取組みを推進していく。	各担当課

（４）生涯を通じた健康支援の促進

施策項目	実施（予定）内容	担当課
健康相談、健康教育の実施	主体的に健康管理に取り組めるよう、健康相談・健康教育を実施し、健康づくりに関する支援を行います。	健康福祉センター
各種健診事業の実施	疾病の早期発見、早期治療、生活習慣の改善を目的に各種健康診断を実施します。特定健診、各種がん検診（胃・大腸・肺・前立腺・乳・子宮）、肝炎ウイルス検診、エキノコックス検診、ピロリ菌検査、脳ドック検診	健康福祉センター
栄養相談、栄養教室の実施	主体的に健康管理に取り組めるよう、栄養相談・栄養教育を実施し、食に関する支援を行います。	健康福祉センター
食に関するボランティア組織への支援	会員が地域でボランティア活動をすすめる上で、必要な知識や意識を習得できるよう支援します。	健康福祉センター
健康づくり推進員による健康づくり事業の推進	町民の健康づくりを目的に、ウォーキング会や運動に関する教室、講演会の開催、推進員だよりによる健康づくりに関する普及啓発を行っています。	健康福祉センター

(5) 妊娠・出産等に関する健康支援

施策項目	実施（予定）内容	担当課
妊娠期から子育て期までの支援・相談体制の充実	関係機関と連携し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援に努めます。 子育て包括支援センター事業	健康福祉センター
母子保健事業の充実	妊娠中の健康管理や乳幼児の健やかな心身の育成ができるよう、妊婦健診や乳幼児健診などの各種健診と保健指導の充実に努めます。 母子手帳の交付、妊婦健康診査等の助成、新生児訪問、乳児訪問、乳幼児健診、離乳食レッスン、特定不妊治療助成事業	健康福祉センター
学校における性教育の実施	子どもが命の大切さを考えたり、発達段階に応じて性に関する知識を身につけ、適切な意思決定や行動選択ができるように支援を行います。	健康福祉センター

基本的方向② あらゆる暴力の根絶

現状と課題

- ・男女共同参画を阻害する暴力は、男性も女性も被害者になる可能性があります。被害者の多くは女性であり、犯罪となる行為をも含む重罪な人権侵害です。その予防と被害からの回復のための取組みを推進し、あらゆる暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。
- ・あらゆる暴力（身体的暴力、精神的暴力、性的暴力）やストーカー行為等を容認しない社会環境を整備するための教育・啓発を進める必要があります。特に若年層に向けた予防啓発を推進する必要があります。
- ・配偶者等からの暴力（DV）においては、配偶者のみならず、その子どもにも悪影響を与えることを考慮する必要があります。昨今の経済状況等に伴う生活不安やストレスから、家庭内の暴力の増加や被害の深刻化が懸念されており、相談手法も含めた相談支援体制の充実を図るとともに、家庭に居場所のない被害者等の安全確保を最優先した措置を講ずるなど、関係機関が連携して、被害者の立場に立った迅速、的確な支援を行う必要があります。

施策項目

（１）暴力根絶に対する取組の充実

施策項目	実施（予定）内容	担当課
DV等防止に係る意識啓発	広報誌、パンフレット等によるDV等防止のための啓発活動や情報提供を行う。	健康福祉課
相談機関等の周知	子どもや高齢者、障がい者やその他の困難を抱えた人など、暴力等を潜在化させないために、相談機関の周知や情報を提供する。	健康福祉課
緊急時における安全の確保	DV等被害者の緊急時における安全確保のため、管内配偶者暴力相談支援連絡調整会議等の関係機関と連携し、必要に応じた支援を行う。	健康福祉課

施策項目	実施（予定）内容	担当課
暴力の根絶 ・暴力の根絶に向けた意識啓発 ・地域での犯罪の未然防止及び早期発見に向けた体制整備 ・関係機関との連携強化	・広報誌、パンフレット等を活用した啓発 ・庁内関係部署、各相談機関、民生委員、警察との連携	住民課
若年層に向けた予防啓発の推進	若年層を対象とした生涯学習事業等において男女共同参画、暴力根絶に関する学習機会を提供し、予防啓発を図る。	住民課 教育委員会 管理課 教育委員会 社会教育課

基本的方向③ 防災分野における取組の推進

現状と課題

- ・当町は地震、津波、豪雨、土砂災害、豪雪などの自然災害に加え、有珠山の噴火災害が想定されており、町全体で防災の取組を進める必要があります。
- ・被災時や復興段階において増大する家事、子育て、介護等の家庭的責任が女性に集中するなどの問題や、災害から受ける影響やニーズの男女の違いが配慮されないなどの問題を解決するため、男女共同参画の視点から「事前の備え」、「避難所運営」、「被災者支援等の体制」の確立を図る必要があります。

施策項目

(1) 防災・災害復興における男女共同参画の促進

施策項目	実施（予定）内容	担当課
避難所における女性のプライバシー保護	避難所における女性のプライバシー保護のため、令和2年度に避難所でのプライベート空間を確保する仕切り（パーテーション）を購入。また、避難所内での犯罪を未然に防ぐため、伊達警察署と避難所の警戒について協議中。	企画防災課 危機管理室
女性警察官による避難所の巡回	女性警察官に避難所を巡回してもらい、女性ならではの気配りで被災者の心のケアにあたるなど、避難所生活での不安の解消を図るため、2000年の噴火と同様の対応を伊達警察署に依頼。	企画防災課 危機管理室
防災会議の女性委員の積極的な登用	防災基本計画の改正により、内閣府が地方防災会議の女性委員の積極的な登用を求めていることから、洞爺湖町防災会議においても令和5年度の役員選任に向け、今後、防災会議条例を改正し積極的な女性委員の登用を図る。	企画防災課 危機管理室

基本的方向④ 地域における男女共同参画の促進

現状と課題

- ・地域は家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場ですが、人口減少や少子高齢化の急速な進展、価値観や生活様式の多様化などから、身近な地域での交流や人々の結びつきは希薄化してきています。こうした中で地域社会を豊かにするためには、男女問わず、多様な主体が連携して身近な課題を解決し、地域の価値を高めていく力である地域力の育成・向上が必要になっています。
- ・地域活動への参加状況においては、まちづくりや防災関係の活動では男性の割合が高く、PTAや福祉関係の活動では女性の割合が高くなっており、男女間で活動の場に偏りがあります。また、自治会長やPTA会長などの活動のリーダーにおける女性の割合は低い状況にあることから、多様な分野に男女が共に参画するとともに、役職等への女性の登用が進むことが必要です。誰もが生きがいをもって地域活動へ参加できるよう、意識啓発をはじめ、地域活動に関する情報提供の充実を図る必要があります。
- ・女性の活躍に向け、各関係機関や団体等による連携体制を構築し、女性活躍の機運を醸成することが必要となります。また、女性の活力を町全体での地域づくりにつなげるため、女性団体やグループによる活発な活動、企業による両立支援、女性ならではの感性を生かした取り組みなどの好事例を顕彰し、情報として広く明らかにすることなどにより、取組の広範囲な拡大を図ることが必要です。

施策項目

(1) 地域活動の促進

施策項目	実施（予定）内容	担当課
地域団体等への男女共同参画の周知	多用な分野で男女が共に参画でき、役職等への女性の登用が進むよう、各団体等へ男女共同参画に関する情報提供等を行い、意識啓発を図る。	教育委員会 社会教育課

(2) 女性の活躍を応援するネットワークの構築

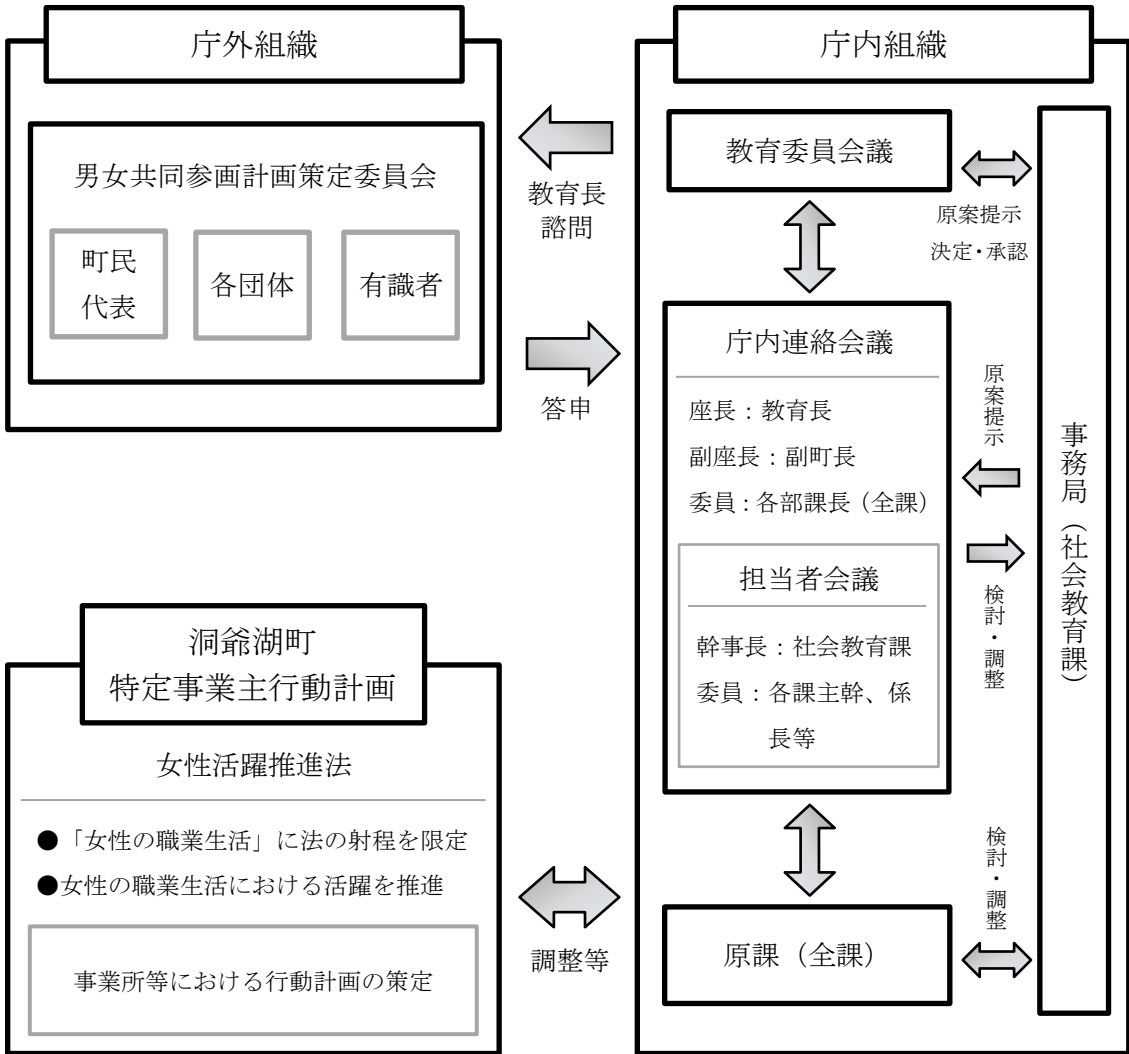
施策項目	実施（予定）内容	担当課
※再掲 女性団体への活動支援	女性団体・グループ等の学習活動の支援やリーダー養成研修への参加を推進し、女性の社会参画の促進を図ります。	教育委員会 社会教育課

(3) 地域で活躍する女性の「見える化」

施策項目	実施（予定）内容	担当課
活躍する個人、団体、グループ等の紹介	広報誌や回覧等で、活躍している個人、団体、グループを紹介し、身近なモデルとして示すとともに、地域での女性の活躍や企業の実取組などを喚起していく。	企画防災課、 教育委員会 社会教育課

資 料 編

計画の推進体制



洞爺湖町男女共同参画計画 策定経過

日 時	内 容
令和3年（2021年） 6月1日	洞爺湖町男女共同参画計画策定委員会設置要綱 制定
令和3年（2021年） 6月22日	第1回洞爺湖町男女共同参画計画庁内連絡会議 開催
令和3年（2021年） 7月9日	第1回洞爺湖町男女共同参画計画担当者会議 開催
令和3年（2021年） 9月30日	第2回洞爺湖町男女共同参画計画担当者会議 開催
令和3年（2021年） 10月14日	第1回洞爺湖町男女共同参画計画策定委員会 開催
令和3年（2021年） 11月2日	第3回洞爺湖町男女共同参画計画担当者会議 開催
令和3年（2021年） 11月16日	第2回洞爺湖町男女共同参画計画庁内連絡会議 開催
令和3年（2021年） 11月30日	第2回洞爺湖町男女共同参画計画策定委員会 開催

洞爺湖町男女共同参画計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 洞爺湖町における男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定により、洞爺湖町男女共同参画計画（以下「計画」という。）を策定するため、洞爺湖町男女共同参画計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育長の諮問に応じ、計画の策定について必要な事項を審議し、答申を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、町内の関係機関及び各種団体から推薦を受けた者並びに公募による者のうち、教育長が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって構成する。

2 委員は、10名以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、教育長が委員を委嘱した日から当該諮問に係る審議が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選により選出する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。

3 委員会の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞き、又は資料の提供を求めることができる。

(庁内連絡会議)

第8条 委員会に、計画の内容、会議の運営等に関し必要な事項を処理するための庁内連絡会議を設置する。

2 庁内連絡会議は、庁内関係課の部課長をもって組織する。

3 庁内連絡会議に座長を置き、教育長をもって充てる。

4 庁内連絡会議は、座長が必要に応じて招集し、その運営に当たる。

(担当者会議)

第9条 計画の策定について、具体的に検討するため、庁内連絡会議に担当者会議を置く。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、社会教育課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に

定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この訓令は、令和3年6月1日から施行する。
(招集の特例)
- 2 この訓令の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

【策定委員会 委員名簿】

※敬称略

役 職 等	氏 名	備 考
ウイメンズネットワーク洞爺湖 和の会 会員	荒町 美紀	委員長
洞爺湖町自治会連合会 清水区自治会 会長	中上 玲子	
洞爺湖町ボランティア連絡協議会 副会長	實積 ナヨ子	
洞爺湖町民生委員児童委員協議会 副会長	加藤 知子	
洞爺湖町校長会 研修部長	小野島 晶	
洞爺湖町PTA連合会 会長	寺嶋 政明	副委員長
洞爺湖町商工会 理事	糟川 牧子	
洞爺湖温泉観光協会 理事	横山 節子	
公 募	升田 尚希	
公 募	村尾 妙子	

関係法令

●男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日 法律第七十八号) (最終改正 平成十一年十二月二十二日 法律第六十号)

目次

前文

第一章 総則 (第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議 (第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、か

つ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個

人として能力を発揮する機会が確保されること
その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同

参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」

という。)を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参

画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関し

て行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充て

る。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充て

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であつてはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であつてはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）

第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号）抄 （施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

1 略

2 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年 法律第六十四号)(最終改正 令和元年法律第二十四号)

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 基本方針等(第五条・第六条)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)

第二節 一般事業主行動計画等(第八条—第十八条)

第三節 特定事業主行動計画(第十九条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第二十条・第二十一条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二条—第二十九条)

第五章 雑則(第三十条—第三十三条)

第六章 罰則(第三十四条—第三十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、

職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関す

る施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の

推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関す

る取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主から

の申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で

定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職

員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機

関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍

の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団

体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は

質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定に

かわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二十九年三月三十一日法律第一四号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三

十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（令和元年政令第一七四号で令和二年六月一日から施行）

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日（令和元年政令第一七四号で令和四年四月一日から施行）

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年法律三十一号)(最終改正 令和元年六月二十六日 法律第四十六号)

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条―第五条)

第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)

第四章 保護命令(第十条―第二十二条)

第五章 雑則(第二十三条―第二十八条)

第五章の二 補則(第二十八条の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合

にあつては、被害者及びその同伴する家族。
次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九
条において同じ。）の緊急時における安全の
確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進する
ため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関
する制度の利用等について、情報の提供、助
言、関係機関との連絡調整その他の援助を行
うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用につ
いて、情報の提供、助言、関係機関への連絡
その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用につ
いて、情報の提供、助言、関係機関との連絡
調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自
ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満
たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を
行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの
暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動
を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必
要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害
者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者で
あった者からの身体に対する暴力に限る。以下
この章において同じ。）を受けている者を発見
した者は、その旨を配偶者暴力相談支援セン
ター又は警察官に通報するよう努めなければ
ならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行
うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷
し又は疾病にかかったと認められる者を発見
したときは、その旨を配偶者暴力相談支援セ
ンター又は警察官に通報することができる。
この場合において、その者の意思を尊重する
よう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密
漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律
の規定は、前二項の規定により通報すること
を妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行
うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷
し又は疾病にかかったと認められる者を発見
したときは、その者に対し、配偶者暴力相談
支援センター等の利用について、その有する
情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護につ
いての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害
者に関する通報又は相談を受けた場合には、必
要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定
により配偶者暴力相談支援センターが行う業務
の内容について説明及び助言を行うとともに、必
要な保護を受けることを勧奨するものとする。
(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴
力が行われていると認めるときは、警察法（昭
和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執
行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他
の法令の定めるところにより、暴力の制止、被
害者の保護その他の配偶者からの暴力による被
害の発生を防止するために必要な措置を講ず
るよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長
(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方
面については、方面本部長。第十五条第三項に

において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をい

う。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から

退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を

行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の

住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時

における事情

- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、

当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護

命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第

十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

調査研究 推進等

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託

して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規

定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料

に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成十六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があつた場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成十九年七月十一日法律第百十三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二十五年七月三日法律第七十二号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二十六年四月二十三日法律第二十八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則（令和元年六月二十六日法律第四十六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

洞爺湖町男女共同参画計画

令和〇年〇月発行

【編集】洞爺湖町教育委員会社会教育課

〒049-5692 虻田郡洞爺湖町栄町58番地

電話：0142-74-3010

FAX：0142-76-3216